

盛岡市地域経済好循環推進事業 募集要領

1 目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低下した市内経済の浮揚を図るため、複数の事業者(※)がグループを構成して、盛岡市における地場産業その他の資源を活用し、新たな事業を実施するための支援を行うものである。

(※) 本事業において、「事業者」は「現に事業を営んでいる法人又は個人」をいうものとする。

2 事業概要

複数の事業者がグループを構成して新たに行う盛岡市の地場産業その他の資源を活用した事業を募集し、地域経済の好循環に資するとして選定した事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

3 募集する事業の要件

- (1) 盛岡市の地場産業その他の資源を活用した事業であること。
- (2) 令和2年4月1日以降に新規に実施した又は実施を予定する事業であること。

【募集要件に合致する事例（補助事業としての選定を確約するものではありません。）】

- 既存の商品・サービスがより効果的・効率的に消費者に提供できるよう、複数の事業者で新たな提供手法を企画し、取り組む事業を実施する。
- 複数の事業者で盛岡ブランド認定品を使った商品の開発、プロモーションを行い、販売する事業を新たに実施する。

4 応募資格

- (1) 盛岡市内に主たる事業所を有する事業者を代表とする2者以上の事業者（以下「グループ」という。）であること。
- (2) グループを構成するすべての事業者及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納している者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者
 - エ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者
 - オ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はそ

の業務の補助者として使用する者

キ 公序良俗に反する事業又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者

(3) 補助事業としての選定は、1グループにつき1回までとする。

なお、異なるグループであっても、グループ構成員の5割以上が同一の場合は、これらを同一のグループとみなすものとする。

【同一グループとみなす例①】

- ・グループ① (事業者A, 事業者B)
- ・グループ② (事業者A, 事業者C)
- ・グループ③ (事業者A, 事業者D, 事業者E)

⇒グループ①とグループ②を同一のグループとしてみなす。

【同一グループとみなす例②】

- ・グループ④ (事業者F, 事業者G, 事業者H, 事業者I)
- ・グループ⑤ (事業者F, 事業者G, 事業者J, 事業者K)
- ・グループ⑥ (事業者F, 事業者G, 事業者L, 事業者M, 事業者N)

⇒グループ④とグループ⑤を同一のグループとしてみなす。

(4) 補助事業の取組内容について、今後開催を予定する事例発表会等で発表等の対応ができること。

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助事業を実施するために令和2年4月1日から令和2年12月28日までに直接必要となる次の経費とする。ただし、グループを構成する事業者の運営経費、他の補助金、委託料その他の助成を受けて実施する事業に要する経費及び食糧費は補助対象外とする。

人件費（補助事業に従事することを目的として新たに雇用した人員のものに限る。）、謝金、旅費、会議費、賃借料、会場整備費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、原材料費（新商品の開発に要するものに限る。）、印刷製本費、委託料、雑役務費その他市長が必要と認める経費

(2) 対象事業費に係る経理

ア 会計責任者を明確にし、必要に応じて専用口座を開設するなど、対象経費が明確となるよう適切に経理を行うこと。

イ 見積、発注、納品、検収、請求、支払等の手続、帳簿の作成、証拠書類等の整理を遺漏なく行い、関係書類を5年間保存すること。

6 補助金

(1) 補助金の額は、補助対象経費の10分の9に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

(2) 補助金は、原則として事業完了後に支払うものとする。ただし、交付決定額の9割を限度として1回のみ前金を請求し、支払いを受けることができるものとする。

7 応募手続

(1) 応募書類

	応募書類	必要部数
ア	申込書（様式1）	1部
イ	グループ構成書（様式2）	1部
ウ	誓約書（様式3）	1部(※)
エ	構成員が応募資格を有していることを証明する書類 (ア)-1 法人登記簿の謄本（法人の場合） (ア)-2 住民票（個人の場合） (ア)-3 営業実態を証明する書類（個人の場合） (イ) 定款，寄付行為等（法人の場合） (ウ)-1 直近の国に納付すべき法人税，消費税及び地方消費税の納税証明書 (ウ)-2 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税，固定資産税及び都市計画税の納税証明書（盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照会確認することに同意する事業者は，同意書（様式4-1）の提出をもって盛岡市に納付すべき税の納税証明書の提出に代えることができるものとします。） (ウ)-3 申立書（様式4）（直近の国税等，市税等の納税義務がない場合）	各1部(※)
オ	構成事業者の役員等名簿（様式5）	1部(※)
カ	事業計画書（様式6）	10部
キ	収支予算書（様式7）	10部
ク	構成員に関する調書（様式8）	10部(※)
ケ	グループの代表者，代表権限，意思決定の手続き等グループの組織に関する取り決めを記載し，合意形成がなされた書類（任意様式）	1部

(※) ウ，エ，オ及びクの書類は，グループを構成するすべての者について提出するものとする。
 また，エ，オの書類は，現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合，不要とする。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法で「9 募集スケジュール」に示す各募集期別の応募期限までに提出すること（必着）。

ア 持参

イ 簡易書留，レターパック又はゆうパックによる郵送

(3) 提出先

〒020-8531盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階
 盛岡市商工労働部経済企画課

(4) 募集に係る質問及び回答の方法

ア 質問の方法

質問票（様式A）によるものとし，「9 募集スケジュール」に示す質問の提出期限までに電

子メールで盛岡市商工労働部経済企画課 (keizai@city.morioka.iwate.jp) あて送信すること。

なお、電子メールの件名は「質問@第●期盛岡市地域経済好循環推進事業の募集」とすること。

イ 質問に対する回答の方法

盛岡市公式ホームページに掲載することとする。

なお、同様の質問はまとめて回答することとする。

(5) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しないものとする。あらかじめ控えをとっておくこと。

8 選考の方法

(1) 事業の審査

応募された事業は、次の審査項目及び配点により書類審査を行う。

審査項目	配点
(1) 地域経済の活性化（好循環化）に寄与する事業であるか。	20
(2) 具体的で、実現性がある事業であるか。	20
(3) 収益性・持続性が見込める事業であるか。	20
(4) 収支計画が妥当であるか。	10
(5) 事業の実施体制が適切であるか。	10
(6) 新規性を有する挑戦的な事業であるか。	10
(7) 異業種との連携が認められる事業であるか。	10
合計	100

(2) 補助事業の決定

審査の結果、評価点の合計が満点の10分の7以上の評価を受けた事業は、上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、事業及び補助額を決定する。

なお、収支予算書において、盛岡市補助金の充当を見込む経費のうち補助対象経費に該当していない経費がある場合は、見込まれた補助額を減額し交付決定とする場合がある。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、「9 募集スケジュール」に示す各募集期別の決定期日に盛岡市公式ホームページに掲載するほか、応募者あて文書により通知する。

なお、選考結果に対する異議は認めないものとする。

(次ページに続く)

9 募集スケジュール

募集スケジュールは次のとおりとする。ただし、補助金の交付決定額が予算の額に達したときは、上記スケジュールによらず募集を終了する場合がある。また、補助金の交付決定額が予算の額に達しないときは、追加募集する場合がある。

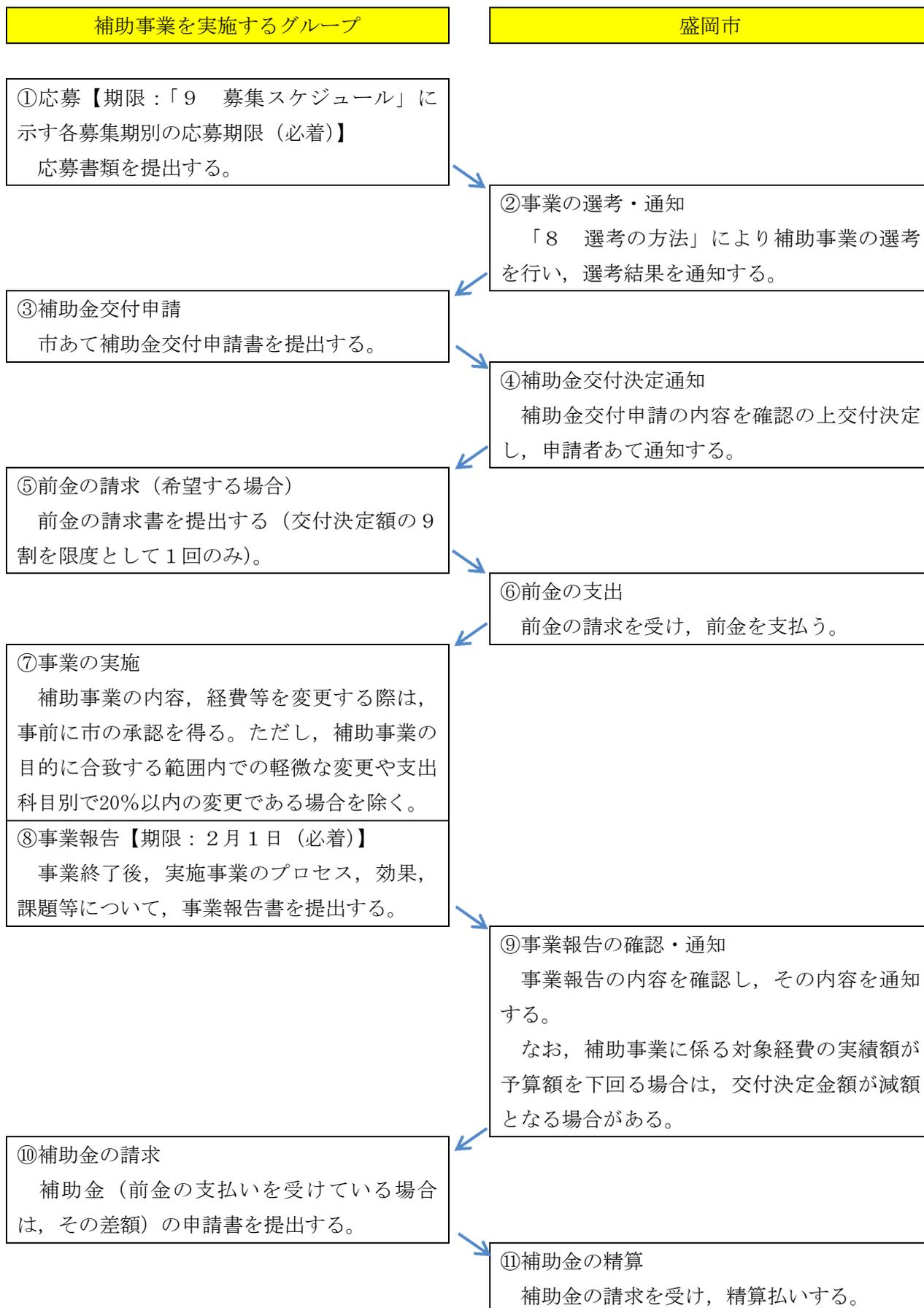
	質問の提出期限	質問に回答する日	応募期限【必着】	決定期日（予定）
第1期	6月8日（月）	6月10日（水）	6月15日（月）	6月19日（金）
第2期	6月24日（水）	7月1日（水）	7月15日（水）	7月22日（水）
第3期	7月31日（金）	8月7日（金）	8月21日（金）	8月28日（金）
第4期		9月14日（月）	9月23日（水）	10月2日（金）

10 補助事業の実施

- (1) 補助事業の内容、経費等を変更する際は、事前に市の承認を得ること。ただし、補助事業の目的に合致する範囲内での軽微な変更や支出科目別で20%以内の変更である場合を除く。
- (2) 選定事業の事業者は、事業終了後、実施事業のプロセス、効果、課題等について、事業報告書の提出により令和3年2月1日（月）までに市に報告すること。
 なお、このとき、領収書の写し、事業結果の分かる書類（写真、報告書等）を併せて提出すること。
- (3) 補助事業に係る対象経費の実績額が予算額を下回る場合は、交付決定金額が減額となる場合がある。また、盛岡市補助金の充当を見込む経費のうち補助対象経費に該当していない経費がある場合は、交付決定金額が減額となる場合がある。

（次ページに続く）

11 手続の流れ



12 担当

盛岡市商工労働部経済企画課

所在：盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

電話番号：019-613-8298

Eメールアドレス：keizai@city.morioka.iwate.jp